

法人名	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書（法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業）

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算				資本金等の額の計算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	①	兆、十億、百万、千、円	資本金等の額 下表2②若しくは下表3③又は別表5の2の3⑬、 別表5の2の3⑭若しくは別表5の2の3⑯	⑫	兆、十億、百万、千、円	
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	②		当該事業年度の月数	⑬	月	
	純支払賃借料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	③		$\frac{⑫ \times ⑬}{12}$	⑭	兆、十億、百万、千、円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3⑯、別表5の2の3⑰若しくは 別表5の2の3⑱又は別表5の2の4⑲	⑮		
単年度損益 第6号様式⑦又は別表5⑭	⑤		差引	⑮-⑭	⑯		
付加価値額 ④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰			
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 $\frac{①}{④}$	⑦	%	$\frac{⑰ \text{のうち} 1,000 \text{億円を超え} 5,000 \text{億円以下の金額}}{⑰} \times \frac{50}{100}$	⑱			
雇除額の 安計 控算 $\frac{④ \times 70}{100}$	⑧	兆、十億、百万、千、円	$\frac{⑰ \text{のうち} 5,000 \text{億円を超え} 1 \text{兆円以下の金額}}{⑰} \times \frac{25}{100}$	⑲			
雇用安定控除額 ①-⑧	⑨		仮計	⑰+⑱+⑲	⑳		
雇用者給与等支給増加額 別表5の6㉒又は別表5の6の2㉓	⑩		国内における所得等課税事業に係る 期末の従業員数	㉑			
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪		国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業員数	㉒			
			計	㉑+㉒	㉓		
			課税標準となる資本金等の額 ⑳又は㉑×㉒/㉓若しくは㉑×㉒/㉓	㉔	兆、十億、百万、千、円		

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ㉕	当期中の減少額 ㉖	当期中の増加額 ㉗	差引期末現在の金額 ㉘ (㉕-㉖+㉗)
資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	1	兆、十億、百万、千、円	兆、十億、百万、千、円	兆、十億、百万、千、円
資本金の額及び資本準備金 の額の合算	2			
法人税の資本金等の額又は 連結個別資本金等の額	3			
期中に金額の増減があ った場合の理由等				